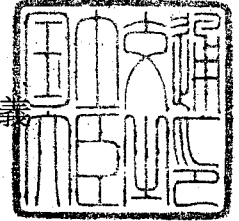




国住政第71号
平成21年2月24日

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫 殿

国土交通大臣
金子 一義



住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について（意見聴取）

標記に関し、住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、別添の案について貴審議会の意見を求める。

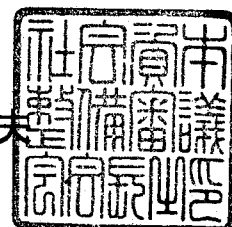


国 社 整 審 第 3 2 号
平 成 2 1 年 2 月 2 4 日

住宅宅地分科会
分科会長 越澤 明 殿

社会資本整備審議会

会長 張 富士夫



住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について（付託）

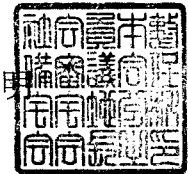
平成21年2月24日付国住政第71号により当審議会に意見を求められた「住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について（意見聴取）」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会住宅宅地分科会に付託します。



国社整審(住)第14号
平成21年2月24日

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫 殿

社会資本整備審議会住宅宅地分科会
分科会長 越澤



住生活基本計画(全国計画)の変更(案)について

平成21年2月24日付け国社整審第32号で当分科会に付託された件について、以下のとおり報告する。

記

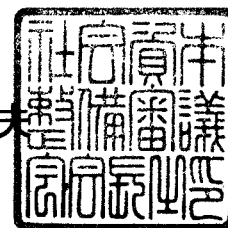
住生活基本計画(全国計画)の変更(案)は、妥当である。



国社整審第35号
平成21年3月6日

国土交通大臣
金子 一義 殿

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫



住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について

平成21年2月24日付国住政第71号により当審議会に意見を求められた「住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について（意見聴取）」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定により、当審議会住宅宅地分科会の議決をもって当審議会の議決とすることが適当と認めます。